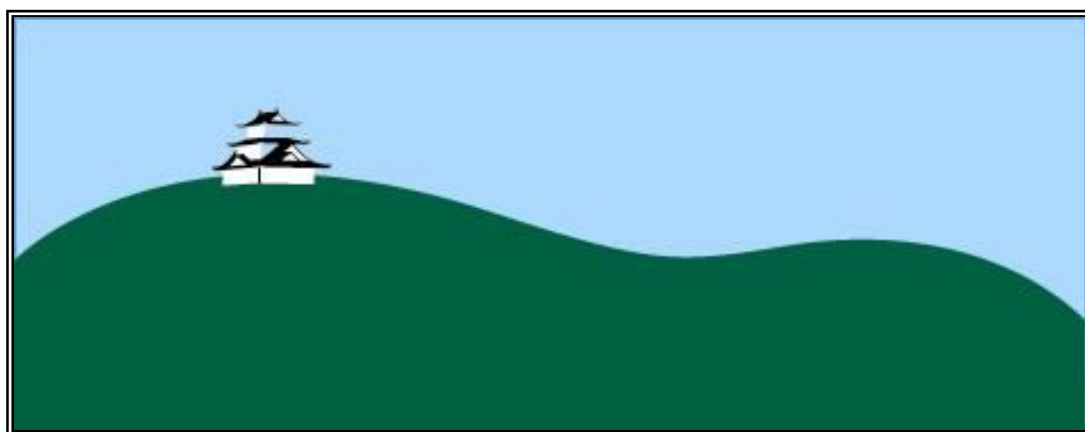


# 小牧市大規模建築物等誘導基準



平成 14 年 3 月  
小 牧 市



---

## 目 次

1. 目的.....	1
2. 基本的事項.....	1
3. 都市景觀配慮事項.....	1
4. 個別配慮事項.....	2
5. 景觀特性別配慮事項.....	6
(資料) 用語解説.....	7



---

## 大規模建築物等誘導基準

### 1. 目的

都市景観の形成に大きく影響を及ぼす大規模な建築物、工作物並びに広告物、及び広告物を掲出する物件を適切に指導し、個性的で緑豊かな都市景観の形成を図るため、小牧市都市景観条例第17条に基づき、建築行為等を行う際に都市景観の形成上配慮すべき事項を、『大規模建築物等誘導基準』として定める。

### 2. 基本的事項

小牧市都市景観基本計画では、市の景観形成の基本理念を『平野部の活力と風格、丘陵部の自然と未来を備えた、新生活都市』と定め、小牧城などの歴史・文化、市街地再開発事業などによってできる都市施設、東部丘陵の山並みが一体となった風景づくりを目指すこととしている。そこで、都市景観の形成において大規模建築物等が果たすべき基本的役割を次のように定め、その実現により都市景観基本計画で示す個性的で統一感のある美しいまちの創造を目指すものとする。

- (1) 小牧市総合計画や都市景観基本計画、その他市の定める計画に則したものとする。
- (2) 街並みや周辺環境と調和し、地域の個性を高め、魅力ある街並みの形成に寄与する。
- (3) 小牧市の歴史や文化に配慮し、市民のまちに対する愛着や共感の醸成に貢献する。

### 3. 都市景観配慮事項

小牧市の都市景観形成に大きく影響を及ぼす大規模建築物等の建設にあたり、公共施設の建設行為はもちろんのこと、市民・事業者等が自由な建設行為を行う場合、小牧市の都市景観形成に配慮し、工夫を促すための留意事項を次のように定める。

- (1) 小牧市のランドマークである小牧山への眺望、及び小牧山からの眺望に配慮すること。
- (2) 都市施設の人工的な美しさと自然環境の豊かさが調和した景観形成に努めること。
- (3) 小牧市の歴史性に配慮し、昔からの良好な景観を阻害しないこと。

#### 4. 個別配慮事項

##### (1) 建築物について

誘導対象	留意点
配 置	<p>立地場所の特性を生かし、周辺景観との調和や連続性を高めるよう配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域や通りの特性に対応し、低層部の用途や空間構成を適切なものとする。</li> <li>・ 重要文化財や景観重要建築物等、優れた景観を有するものに近接する場合は、景観の保全に配慮する。</li> <li>・ 周辺建築物の壁面の位置に配慮し、調和のとれた配置とする。広場や公開空地の設置など特別な場合を除き、壁面線はできる限り周辺に揃える。</li> <li>・ 道路等の公共空間に接する場所には、広場、公開空地等をできる限り設置し、ゆとりある街並みの形成に努める。</li> <li>・ 建物の出入口の場所は、前面道路や歩道等の状況に配慮する。</li> <li>・ 駐車場の入口は、2つ以上の道路に面する場合はできる限り背面または側面道路を利用する。1つの場合は、歩道等に配慮し最小限となるようにする。</li> </ul>
高 さ	<p>周辺との調和と統一感ある街並みの形成に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小牧山への眺望を著しく乱さないようにし、周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・ スカイラインの形成を意識し、統一性や連続性を高めるよう配慮する。</li> </ul>
意匠 / 形態	<p>周囲の景観との調和に配慮し、全体に統一感のある意匠とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路に面する部分だけでなく、側面や背面にも配慮する。</li> <li>・ 周辺の建築意匠に配慮する。</li> <li>・ 特に1階部分は、街並みの連続性やゆとりを高めるように壁面後退等に配慮する。</li> <li>・ 街角でアイストップとなる場合は、道路などからの眺望に配慮する。</li> </ul>
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築設備や配管類については、建築物の外部から直接見えないように隠す。または、内部に設置するように努める。</li> <li>・ 外壁付帯設備については、外壁の意匠や色彩と調和させる。</li> <li>・ 屋上に設置する設備機器等は、周囲の壁面の立ち上げやルーバー等で目隠しする。</li> </ul>
屋外階段 ベランダ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物全体として調和と統一感のある位置、形態とする。</li> <li>・ 空調設備や洗濯物等は、できる限り通行人の目に触れないよう配慮する。</li> </ul>
開口部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入口や窓等の開口部は、建物全体の調和に配慮した位置、意匠とする。</li> </ul>
材 料	<p>外壁、屋根等は時間経過による退色、損傷、汚れ等に耐えるものとする。</p>
色 彩	<p>外壁、屋根等は周辺の建築物や環境に調和し、落ち着いた色彩とする。</p>
付属建築物	<p>(ゴミ置場、自転車置場、倉庫、設備機械室等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主体建築物との調和、一体感のあるものとする。</li> <li>・ 街並みの連続性や雰囲気を変えないよう設置位置や形態、色彩に配慮する。また、緑化等による修景に努める。</li> </ul>

誘導対象		留意点
外 構	境界部分	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等との境界部分については、沿道の一体感や連続性を確保するように配慮する。</li> <li>塀や柵等については、建築物本体と調和するよう形態や色彩に配慮し、街並みに馴染むようにする。または、生垣等による緑化に努める。</li> </ul>
	駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場等はできる限り道路等から直接見えないように配慮し、直接見える場合には可能な限り緑化等に努める。</li> </ul>
	資材置場 搬入口等	<ul style="list-style-type: none"> <li>資材置場や搬入口等はできる限り道路から直接見えないように配慮し、見える場合は可能な限り緑化等に努める。また、整理整頓を励行する。</li> </ul>
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築敷地内における緑化に努める。</li> <li>オープンスペースや道路との境界部分は緑化に努める。また、生垣やシンボルツリー等により、街並みの潤いやシンボル性を高めるように配慮する。</li> <li>樹木による四季の演出、花のある空間形成等に努める。</li> <li>屋上、壁面、ピロティ、ベランダ等についても、可能な限り緑化に努める。</li> </ul>	
照明等	<ul style="list-style-type: none"> <li>照明等による魅力ある夜間景観の形成に努める。</li> </ul>	
	ライトアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物のライトアップについては、周辺環境等に留意するとともに、ライトアップする施設の特色を引き出すものとする。</li> </ul>
	電飾物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺環境等に留意するとともに、使用する色彩については極力美しい配色とし、周辺の景観を阻害しないようにする。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>レーザー光線や音等については、周辺環境等に留意し、使用時間をできる限り短くする。</li> </ul>

(2) 工作物について

誘導対象	留意点
配置 意匠 / 形態	周囲の景観との調和に配慮し、全体に統一感のある意匠とする。
	・ 工作物全体として統一感のあるものとする。
	・ 建築物と一体となっている場合には、主体建築物との調和に配慮する。
	・ 重要文化財や景観重要建築物等、優れた景観を有するものに近接する場合は、景観の保全に配慮する。
立体 駐車場	・ 駐車場の入口は、2つ以上の道路に面する場合はできる限り背面または側面道路を利用する。1つの場合は、歩道等に配慮し最小限となるようにする。
各種プラント	・ 周縁部はできる限り緑化に努め、周囲に圧迫感を与えないように配慮する。
高架道路	・ 高架下の空間の快適性や景観の向上に配慮する。
高架鉄道	・ 排水管や付属施設は、できる限り通行人の目に触れないよう配慮する。
橋梁 歩道橋	・ 排水管や付属施設は、できる限り通行人の目に触れないよう配慮する。
	・ 高欄、照明施設等は、本体や周辺の景観との調和に配慮するとともに、安全性、快適性を高めるよう配慮する。
その他の 工作物	・ 街並みと調和するよう形態や色彩に配慮し、街並みに馴染むようにする。
	・ 周辺に圧迫感を与えないように配慮する。また、可能な限り緑化に努める。
材 料	・ 周囲の景観に調和した素材及び材料を使用する。
	・ 時間経過による退色、損傷、汚れ等に耐えるものを使用する。
色 彩	・ 周辺の景観に調和し、落ち着いた色彩とする。
緑 化	・ 道路との境界部分はできる限り緑化に努める。
その他	・ ライトアップや電飾等を行うものについては、周囲の景観との調和及び周囲の環境に配慮する。



(3) 広告物について

誘導対象	留意点
配 置	広告物は必要最小限とし、できる限り設置しないように努める。
	・ 建築物と一体となっている場合には、主体建築物との調和に配慮する。
	・ 独立した広告物は、周囲の景観や見通しを阻害しないように、設置場所等に配慮する。
	・ 重要文化財や景観重要建築物等、優れた景観を有するものに近接する場合は、景観の保全に配慮する。
意匠 / 形態	周囲の景観との調和に配慮し、全体に統一感のある意匠とする。
	・ 建築物と一体となっている場合には、主体建築物の規模、意匠等と調和させる。
壁面 広告物	・ 壁面のデザインとの調和に配慮する。 ・ 突出広告は、列状にまとめ集約させる。
屋上 広告物	・ 主体建築物と一体感のある規模、形態とする。骨組みや支柱等を隠す。 ・ 主体建築物や周辺地域のスカイラインを乱さないようにする。
独立 広告物	・ 独立した広告は、周囲の景観を阻害しないよう規模、意匠に配慮する。 ・ 骨組みや支柱は、目立たないように配慮する。
材 料	・ 周囲の景観に調和した素材及び材料を使用する。
	・ 時間経過による退色、損傷、汚れ等に耐えるものを使用する。
色 彩	・ 周辺の景観に調和し、落ち着いた色彩とする。
	・ 建築物と一体となっている場合には、主体建築物との調和に配慮する。
その他	・ ライトアップや電飾等を行うものについては、周囲の景観との調和及び周囲の環境に配慮する。

## 5. 景観特性格別配慮事項

小牧市にふさわしい都市景観の形成に努めるため、「都市景観基本計画」に位置づけられている6つの特性に基づき、これらの特性ごとに配慮すべき留意事項を次のように定める。

誘導対象	留意点	
小牧山への視線軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小牧山への眺望、小牧山からの眺望に配慮した規模、形態とする。</li> <li>・ 小牧山周辺では、視界の広がりにも配慮した配置、規模、形態とする。</li> </ul>	
東部丘陵の緑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物周辺はできる限り緑化を行う。</li> <li>・ 法面等は、地区の植生に配慮した緑化を行う。</li> <li>・ 東部丘陵への眺望、東部丘陵からの眺望に配慮した規模、形態とする。</li> </ul>	
住宅地のシルエット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法面は緑化に努めるとともに、擁壁についても景観に調和するよう配慮する。</li> <li>・ 駐車場等については、道路等から見えないように位置、緑化等の工夫を行う。</li> </ul>	
商業地のシルエット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の一階部分の壁面後退やオープンスペースの確保により、魅力ある歩行者空間を形成する。</li> <li>・ シャッターの形態、色彩等に配慮するとともに、ショーウィンドーの設置等により街並みの連続性を確保し、楽しさの演出に努める。</li> </ul>	
工業地のシルエット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の連坦による周辺地域への圧迫感や単調さを軽減させる。</li> <li>・ 資材置場等、景観を阻害しそうなものは、道路等から見えない位置とする。また、植栽等によって目隠しを行う。</li> <li>・ 道路との境界部分はできる限り緑化に努める。</li> </ul>	
軸 の 特 性	視点場軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山並みの眺望に配慮した、建築物等の配置、規模、形態とする。</li> <li>・ 眺望点周辺では、視界の広がりにも配慮した、配置、規模、形態とする。</li> </ul>
	道路軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路空間と一体となる連続性のある建物配置、規模、形態とする。</li> <li>・ 街角では、できる限り広場、公開空地等を設け、ゆとりを形成する。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交差点部やアイストップとなる場所では、道路等からの眺望景観に配慮する。</li> </ul>
	河川軸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川軸としての連続性と統一性のある配置、意匠とする。</li> <li>・ 河川からの眺望に配慮した意匠、形態とする。</li> <li>・ 河川空間との一体化のための配置、意匠に努めるほか、河川に面した場所でのオープンスペースの確保や緑化等に努める。</li> </ul>

---

(資料) 用語解説

｜ **アイストップ**

外部環境で、街や通りにおける目印となるものや、よく目に止まるもの。またはその操作。

｜ **オープンスペース**

都市や敷地内で、建物のたっていない土地。空地。開放的な広場。

｜ **高欄**

橋や廊下などの側辺に、つけられる装飾された手すりや仕切り板。

｜ **視点場**

眺望することを目的とした施設(展望台等)だけではなく、街中の道路や公園等を含めて、景観を眺めている人の周囲の環境を示す。

｜ **シンボルツリー**

ある地域や一定の空間において、地域住民の多くが親しみ、地域を象徴するような樹木、又は公園の入口部やコミュニティ広場等、景観上のポイントとなる場所に植栽された姿や形の良い樹木。寺社の大樹等、特に、象徴性や意味性のある樹木は地域のシンボルツリーといえる。

｜ **スカイライン**

空を背景として山並みや建物等が描く輪郭線。

｜ **ピロティ**

建物の2階以上に室を設け、1階は柱を残して吹きさらしにしておく建築様式。また、その脚のような柱。

｜ **プラント**

生産設備一式。大型機械など。

｜ **ライトアップ**

照明で明るく照らし出すこと。特に、歴史的建造物や庭園・橋・噴水などに照明をあて、夜の景観を演出すること。

｜ **ランドマーク**

ある地域を特徴づける代表的な景観要素や、都市空間や地域空間の中で人々が自分のいる位置を確認するための手掛かりとなる目印や目標物。特徴ある山や樹木、建造物等がこうした役割を果たす場合が多い。

｜ **ルーバー**

細長い板を何枚も斜めに取り付けて(よろい張り)日よけ、換気、照明に用いるもの。





## お問い合わせ先

小牧市 建設部 都市整備課

愛知県小牧市堀の内1-1 TEL:0568-72-2101(代)